

<平成30年11月1日施行分>

一. 移動等円滑化の意義及び目標

○移動等円滑化の意義

- ・基本理念(共生社会の実現、社会的障壁の除去)について明記。
- ・障害の多様性に関する記述を充実。

○移動等円滑化の目標

- ・移動の連続性を確保することが重要である旨を強調。

二. 施設設置管理者が講ずべき措置

○施設及び車両等の整備

- ・特定道路※に指定すべき道路を国に情報提供する旨を記載。
※移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

○適切な情報提供

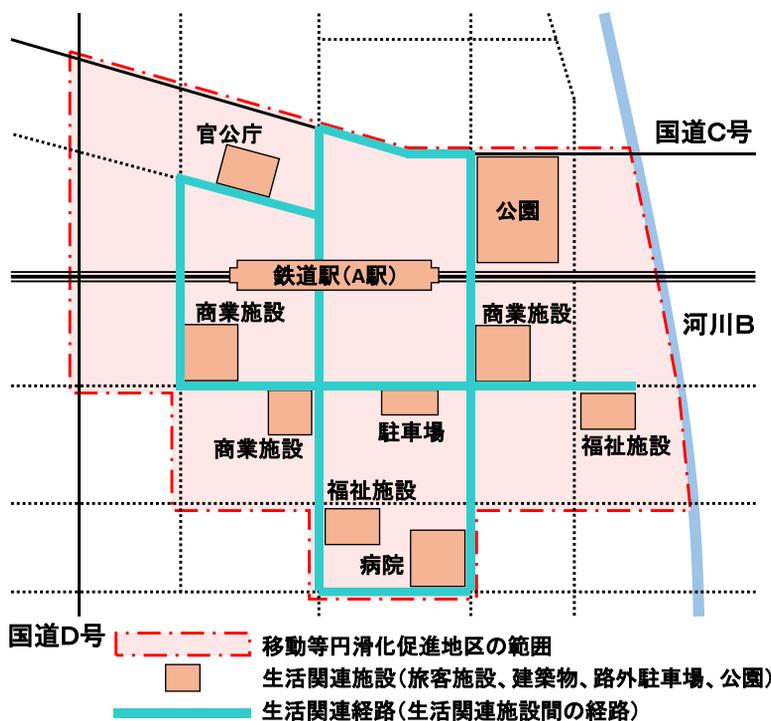
- ・施設設置管理者による情報提供の内容の例示の追加。
- ・施設設置管理者間で連携し、一元化した情報提供の推奨。

三. 移動等円滑化促進方針の指針

○移動等円滑化の促進の意義等

- ・出来る限り多くの市町村が作成に取り組むことが重要であることを強調。
- ・都道府県による市町村に対する援助の趣旨を記載。
- ・施設間の連携を図るための届出制度の留意点等について記載。
- ・市町村は積極的にバリアフリーマップを作成し、提供することが重要である旨を記載。

(移動等円滑化促進方針地区のイメージ)



四. 基本構想の指針

○重点整備地区における移動等円滑化の意義

- ・出来る限り多くの市町村が作成に取り組むことが重要であることを強調。
- ・市町村は積極的にバリアフリーマップを作成し、提供することが重要である旨を記載。
- ・都道府県による市町村に対する援助の趣旨を記載。

五. 移動等円滑化促進施策に関する基本的な事項等

○国の責務及び講ずべき措置

- ・国が特定道路の指定を行う対象について追記。
- ・法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることについて改めて周知を行う旨を記載。

○地方公共団体の責務及び講ずべき措置

- ・法に基づく協議会の活用等により、バリアフリー状況の定期的な評価を行うよう努める旨を追加。

<平成31年4月1日施行分>

施設設置管理者が講ずべき措置

○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組を推進するための計画制度に関する留意点等

(計画に盛り込むべき項目:施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制)



【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

○新たな容積率特例制度の活用等による旅客施設のバリアフリー化の推進について

等